

第36回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月27日(火) 午前9時～午前9時50分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (13名)
  - 会長 15番
  - 会長代理 1番
  - 委員 2番 5番 6番 7番  
9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (2名) 3番 4番
5. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (9件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (4件)
    - ③ 非農地証明願の取り下げ願 (1件)
  - 6 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
    - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
  - 7 その他農政一般事項
  - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 局長補佐
  - 管理調整係長
  - 主任
  - 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第36回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員、〇〇委員より所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、12番〇〇委員と13番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が9件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書9件です。番号1。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇 土地の所在恒次字大地添〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、中間管理機構から基盤強化促進法への利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年5月31日です。番号2。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字四ツ枝〇〇 地目は田 面積〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、中間管理機構から基盤強化促進法への利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年5月31日です。番号3。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、鶴丸字上新田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由、中間管理機構から基盤強化促進法への利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年5月31日です。番号4。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在、中津川字上玉木〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は、平成30年4月26日から令和10年4月30日。解約の理由、土地を売買したいため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年5月15日です。番号5。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年1月26日から令

和8年4月30日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和5年5月22日です。番号6。貸人，湧水町木場〇〇〇〇。借人，鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在，木場字牧後〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 12,290㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は，平成29年10月1日から令和9年9月30日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和5年6月30日です。番号7。貸人，湧水町鶴丸〇〇〇〇。借人，鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在，鶴丸字上新田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は，平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和5年6月30日です。番号8。貸人，湧水町木場〇〇〇〇。借人，湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在，木場字葛掛〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は，令和元年7月25日から令和6年7月31日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和5年6月8日です。番号9。貸人，湧水町木場〇〇〇〇。借人，湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在，木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は，令和元年8月27日から令和11年8月31日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和5年6月8日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件です。番号1。権利取得者，湧水町中津川〇〇〇〇。権利取得日，令和5年4月25日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，中津川字麓前〇〇 地目は田で 面積は〇〇〇〇㎡。外2筆。計3筆の〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町恒次〇〇〇〇。権利取得日，令和5年4月10日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次字頭無〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外2筆。計3筆の〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町米永〇〇〇〇。権利取得日，令和4年7月29日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永字古川〇〇 地目

は田 面積は〇〇〇〇㎡。外 12 筆。田 6 筆 畑 7 筆の 計 13 筆 8,883 ㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号 4。権利取得者, 湧水町川添 〇〇〇〇。権利取得日, 令和 5 年 5 月 24 日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 川添字川原〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇 ㎡。外 1 筆 計 2 筆 〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 無ければ, 以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に, 非農地証明願の取り下げ願いが 1 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 4 ページです。非農地証明願いの取り下げ願いについて。先月の第 35 回定例総会で非農地証明願いの申請がありました議案第 3 7 9 号につきまして, 現地調査の結果, 非農地判定とはならなかったため, 保留扱いとされていましたが, 申請者である湧水町稲葉崎の〇〇〇〇氏より, 令和 5 年 5 月 31 日付けで改めて非農地証明願いの申請及び 4 条申請を行いたいとの理由により, 非農地証明願い申請の取り下げ願いが提出されました。土地につきましては, 稲葉崎字石床〇〇 地目は田 〇〇〇〇㎡ 他 3 筆です。計 5,757 ㎡です。よって, 議案第 3 7 9 号について取消をお願いします。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 無ければ, 以上で非農地証明願の取り下げ願いを終わります。以上で, 事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 3 8 0 号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず, 利用権設定の審査を行います。整理番号 1 号から整理番号 1 0 号まで, 事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページです。日程第 1 議案第 3 8 0 号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号 1 号から 1 0 号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 16,894 ㎡, 畑 9,604 ㎡, 小計 26,498 ㎡です。次に 6 ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借分については田 15,171 ㎡ 畑 9,604 ㎡です。使用賃貸借分については田 1,723 ㎡です。合計で田が 16,894 ㎡, 畑が 9,604 ㎡の計 26,498 ㎡です。詳細については 7 ページ以降に記載してありますのでお目通しください。以上で

す。

議 長 ただいまの事務局の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号及び整理番号10号の資格審査  
については、承認することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号10号までの利用権設定  
に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。

整理番号1号から整理番号3号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 5ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真ん  
中をご覧ください。田 605 m<sup>2</sup> 畑 4,277 m<sup>2</sup>の計 4,882 m<sup>2</sup>です。次に11ペ  
ージをお開きください。議案第380号。農業経営基盤強化促進法の資格  
審査について。（2）所有権移転です。整理番号1。土地の所在、稲葉崎字  
極田〇〇 地目は登記及び現況ともに田、農振内で面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。  
渡人、福岡市〇〇〇〇。受人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。経営面積は91,180  
m<sup>2</sup>です。利用目的は水稲で無償譲渡です。移転時期は公告日。引渡時期は  
令和5年6月27日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所  
在、木場下佐牟田〇〇 地目は登記及び現況ともに畑 農振内で面積〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。  
経営面積は125,737 m<sup>2</sup>です。利用目的、飼料。売買価格は50万円。移転時  
期は公告日。引渡時期、令和5年6月27日。受人は認定農業者です。次  
に整理番号3。土地の所在、木場字葛掛〇〇 地目は登記及び現況ともに  
畑 農振内で面積は〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、  
湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積は125,737 m<sup>2</sup>です。利用目的は飼料。売  
買価格は50万円。移転時期は公告日。引渡時期、令和5年6月27日。受  
人は認定農業者です。以上です。

議 長 まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会  
等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番〇〇委員が抵触しますの  
で、退席を求めるため暫時休憩します。  
（〇〇委員退席）

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号については、現地調査が行わ  
れていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第380号整  
理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等  
については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照くださ

い。申請内容は、贈与による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。整理番号1号の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員着席)

議長 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に整理番号2号について審査します。整理番号2号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

14番 14番○○が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第380号整理番号2号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページ、5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。整理番号2号の資格審査については、承認することに決定しました。次に整理番号3号について審査します。整理番号3号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

14番 14番○○が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第380号整理番号3号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所

等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページ、7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当と  
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号3号の資格審査については、承認すること  
に決定しました。以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を  
終わります。

議長 次に日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
に移ります。議案第381号から議案第382号までの2議案を一括上程  
します。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可  
申請について 議案第381号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字  
新替〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町木場  
〇〇〇〇。受人，湧水町北方 〇〇〇〇。経営面積，4,944㎡です。外は  
お目通しください。労力総数2。申請事由 規模拡大。売買価格は20万  
円です。次に議案第382号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字有  
次〇〇 地目は田 農振外で 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，東京都八王  
子市 〇〇〇〇。受人，始良市 〇〇〇〇。外はお目通しください。労力  
総数2。申請事由，新規就農です。売買価格は全部で50万円です。営農  
計画書が添付してありました。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。  
まず、議案第381号について審議します。議案第381号は、現地調査  
が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6番 6番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第381号の現地調査の  
報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書  
一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については、議案書と  
議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中  
で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題  
はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、

許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第381号は調査委員の報告は許可相当と  
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第381号につきましては、許可相当と認め許  
可することに決定しました。次に、議案第382号について審議します。  
議案第382号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお  
願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第382号の現地調査の  
報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書  
一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と  
議案参考資料の8ページ、11ページ、12ページをご参照ください。調  
査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整ってお  
り特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。  
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第382号は調査委員の報告は許可相当と  
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第382号につきましては、許可相当と認め許  
可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の  
許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題と  
します。議案第383号上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 13ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。  
議案番号383号 土地の所在 米永字木場田〇〇 登記簿地目田 現況  
地目山林。農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、湧水町米永  
〇〇〇〇。形態は転用。用途は山林。施設は山林。施設面積はクヌギ200  
本です。申請事由は、周囲を山林に囲まれており、鳥獣被害が多く生産性  
が低いため、申請地に植林を行い活用したい。添付書類として、土地利用  
図、被害防除計画書、被害防除誓約書、始末書が添付されております、以  
上です。

議 長 議案第383号を審議します。議案第383号については、現地調査が行

われていきますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第383号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の13ページから17ページを参照してください。周囲の状況は、北は田、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、被害防除計画書及び誓約書、始末書がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第383号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第383号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することにするに決定しました。以上で農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第384号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第384号。権利、所有権移転。所在、稲葉崎内田〇〇 登記簿地目田、現況地目山林。農振外〇〇〇〇㎡。二種農地。渡人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。用途、山林。申請事由、周囲を山林に囲まれ、鳥獣被害が多く生産性が低いため申請地に植林を行い活用したい。以上です。

議長 議案第384号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第384号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ページから22ページをご参照ください。周囲の状況

は、北は山林，東は山林，南は道路，西は山林です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，土地利用図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可についての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」 また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第384号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第384号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。以上で，農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第385号から議案第387号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 15ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第385号。願出人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在，米永字瀬戸牛○○地目は田 面積○○○○㎡ 外1筆 計2筆○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成25年頃より耕作放棄され，鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第4号，第7号です。次に議案第386号。願出人，湧水町稲葉崎 ○○○○。土地の所在，稲葉崎字桑迫○○地目は畑 面積は○○○○㎡。外2筆 計3筆 ○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，昭和58年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第6号，第9号です。次に議案第387号。願出人，湧水町稲葉崎 ○○○○。土地の所在，稲葉崎字石床○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。外2筆 田1筆 畑2筆の計3筆 ○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，稲葉崎石床○○については，平成20年頃より耕作放棄のため荒廃化した。また稲葉崎牧野○○，五本松○○については昭和60年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は，湧水町農業委

員会非農地証明交付基準第2条第2号, 第3号, 第4号, 第6号です。以上です。

議長 まず, 議案第385号について審議します。議案第385号については現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第385号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の23ページから26ページをご参照ください。調査意見は, 平成25年頃より耕作放棄され, 鳥獣被害もあり, 原野化したため, 今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから, 非農地判断基準の第2号, 第3号, 第4号, 第7号に該当することを確認したことから, 非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ, 議案第385号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案385号につきましては, 非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に, 議案第386号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

7番 7番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第386号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の18ページ, 27ページから29ページをご参照ください。調査意見は, 昭和58年頃農地法の許可を得ないで, 植林し山林化したため, 今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから, 非農地判断基準の第2号, 第3号, 第6号, 第9号に該当することを確認したことから, 非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第386号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案386号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第387号について審議します。議案第387号については、先月5月26日開催の第35回定例総会の日程第4非農地証明願の申請審議についての議案第379号において、現地調査の報告が既におこなわれておりますので、今回の報告については事務局から報告いたします。
- 事務局 非農地証明願いに係る議案第387号の報告をいたします。現地調査につきましては先月実施しておりますので、日時、委員については省きます。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の30ページから38ページをご参照ください。先月報告いただきました調査意見は、稲葉崎字石床〇〇については、平成20年頃より耕作放棄により荒廃化したため、また稲葉崎字牧野〇〇及び稲葉崎五本松〇〇については昭和60年頃、農地法の許可を得ないで植林し山林化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第387号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案387号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第36回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時50分

12番

---

13番

---

議長

---